

地球温暖化対策の推進に関する意見書

昨年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8各国は、2050年までに世界全体の温室効果ガスを少なくとも50%削減するという目標を国連気候変動枠組条約のすべての締約国が共有すること、また、世界全体での対応、特にすべての主要経済国の貢献により目標達成が可能であることを確認するとともに、みずからの指導的な役割を認識し、排出量の削減を達成するため中期の国別総量目標の設定を実施することとした。

我が国においても、ポスト京都議定書の交渉期限であるCOP15を今年12月に控え、早期に中期目標を設定することが必要である。

一方、2007年度の速報値によれば、我が国の温室効果ガス排出量は13億7,000万トンであり、基準年比で8.7%上回っており、京都議定書で定めた6%の削減目標を達成するためには、9.3%の排出削減が必要であることから、目標達成に向けたさまざまな対策を早急に示し、低炭素社会を早期に構築しなければならない。

よって、国におかれては、次の事項について早急に取り組むよう要望する。

- 1 日本が確実に低炭素社会を構築するために、まずは温室効果ガス削減の中長期的数値目標を早期に示し、その達成に向けた政策を包括的、統合的に策定の上導入すること。
- 2 排出削減の実効性を担保するため、排出量取引制度やカーボンオフセットなど市場メカニズムを活用した新たな仕組みの地球温暖化対策を推進すること。
- 3 固定価格買い取り制度などインセンティブとなるような制度を構築し、再生可能エネルギーの導入拡大を図ること。
- 4 我が国が強みを持つ環境・エネルギー分野の技術力を活用、発展させるとともに、新たな需要と雇用を生み日本経済を牽引するものとなるよう地球温暖化対策を進めること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

あて

横浜市議会議長

吉原 訓